

令和6年度広島市産後ケア事業委託業務実施仕様書
(宿泊型ケア・デイケア)

1 業務名

広島市産後ケア事業委託業務

2 本事業の趣旨

本市では、産後の心身共に不安定な時期に、家族からの援助が受けられない者で、産後の心身に不調がある者や強い育児不安がある者等を対象に宿泊型ケアサービス（以下「宿泊型ケア」という。）やデイケアサービス（以下「デイケア」という。）を実施し、育児不安の解消や児童虐待の予防を図ることを目的に産後ケア事業を実施する。

3 履行期間

委託契約日から令和7年3月31日まで

4 一般的事項

事業の実施は、広島市産後ケア事業実施要綱及び広島市妊娠・出産包括支援事業利用者負担助成事業実施要綱の規定に基づいて行うものとし、関係法令を遵守するものとする。

5 委託する業務内容

- (1) 「広島市産後ケア事業受入依頼書」（第4号様式）に基づく、利用者への事前連絡（来所時間や利用希望等の確認）
- (2) 利用者へのサービスの提供内容の説明と同意
- (3) 宿泊型ケアまたはデイケアにおいて、次のサービスを提供
 - ア 母体の体力の回復への支援
 - イ 産婦の母体管理及び生活面の指導
 - ウ 乳房管理
 - エ 沐浴、授乳等の育児指導
 - オ 乳児の世話、発育・発達のチェック
 - カ 在宅における子育てや生活の仕方に関する相談及び指導
 - キ その他必要な育児指導
- (4) 利用者自己負担額の徴収と領収書の発行
- (5) 利用者からの問い合わせ対応
- (6) 利用者からの苦情対応
- (7) 実施報告書の作成と提出

6 事業の実施時間

- (1) 宿泊型ケア

実施時間は、0時から24時間を1日とする。入所時間は午前10時、退所時間は午後7時とする。その際、食事は三食提供することを原則とする。ただし、本事業の利用に係る乳児に対する食事（離乳食等）については、利用者の希望を踏まえ、委託事業者が決定することができるものとする。なお、利用者の希望を踏まえ、入所時間、退所時間は委託事業者が決定することができるものとする。

とする。

(2) デイケア

実施時間は、原則として午前10時から午後7時までとする。その際、食事は2食提供することを原則とする。ただし、本事業の利用に係る乳児に対する食事（離乳食等）については、利用者の希望を踏まえ、委託事業者が決定することができるものとする。なお、利用者の希望を踏まえ、入所時間、退所時間は委託事業者が決定することができるものとする。

7 費用及び利用者自己負担額等

(1) 宿泊型ケア（非課税事業）

ア 費用及び利用者負担額等

1日あたりの費用は28,172円とし、利用者自己負担額は次の表のとおりとする。（本事業は非課税事業である。）

なお、令和6年度に限り、広島市妊娠・出産包括支援事業利用者負担助成事業実施要綱に基づき、利用者自己負担額の半額を別途助成するため、委託事業者においては、利用者負担額から利用者負担助成額を控除した金額を利用者から徴収すること。

世帯種別		世帯区分	利用者自己負担額 (非課税事業)	利用者自己負担助成額	利用者から 徴収する金額
市民税課 税世帯	児童手当の所得制限範囲外の世帯	1	1日につき 12,386円	1日につき 6,193円	1日につき 6,193円
	児童手当の所得制限範囲内の世帯	2	1日につき 5,568円	1日につき 2,784円	1日につき 2,784円
市民税非課税世帯または 生活保護世帯		3	0円	0円	0円

※ 1泊2日の場合は2日とカウントします。

イ 多胎の乳児の利用に係る費用の加算

本事業の利用に係る乳児が多胎の場合、発注者は、委託事業者からの請求に基づき、2人目以降の乳児1人につき、1日につき3,000円を支払う。

(2) デイケア

ア 費用及び利用者負担額等

1日当たりの費用は14,486円とし、利用者自己負担額は次の表のとおりとする。（本事業は非課税事業である。）

なお、令和6年度に限り、広島市妊娠・出産包括支援事業利用者負担助成事業実施要綱に基づき、利用者自己負担額の半額を別途助成するため、委託事業者においては、利用者負担額から利用者負担助成額を控除した金額を利用者から徴収すること。

世帯種別		世帯区分	利用者自己負担額 (非課税事業)	利用者自己負担助成額 (1円未満切り捨て)	利用者から 徴収する金額
市民税課 税世帯	児童手当の所得制限範囲外の世帯	1	6,818円	3,409円	3,409円
	児童手当の所得制限範囲内の世帯	2	3,409円	1,704円	1,705円
市民税非課税世帯または 生活保護世帯		3	0円	0円	0円

イ 多胎の乳児の利用に係る費用の加算

本事業の利用に係る乳児が多胎の場合、発注者は、委託事業者からの請求に基づき、2人目以降の乳児1人につき、1日につき1,500円を支払う。

8 キャンセル料

利用者からのキャンセルの連絡が利用日の前々日の午後5時までになかった場合には、キャンセルに伴う利用料として、次に定める額を徴収することができる。

利用者の都合により利用変更・中止された場合の利用者負担額		
利用日の前々日の午後5時まで利用変更・中止の連絡があった場合	宿泊型ケア	0円
	デイケア	0円
利用日の前々日の午後5時まで連絡がなく、利用変更・中止した場合	宿泊型ケア	6,818円
	デイケア	3,409円

9 報告義務

- (1) 本事業を実施したときはその都度、実施報告書「広島市産後ケア事業実施報告書」(第9号様式)を作成し、利用終了後7日以内(3月実施分は3月31日まで)に区地域支えあい課に提出するものとする。
- (2) 委託事業者は業務の運営上、重大な事項が生じた場合は速やかにこども未来局こども青少年支援部に報告するものとする。
- (3) こども未来局こども青少年支援部が必要と認めるときは、業務の実施状況に係る検査、又は必要な資料の提供及び報告、若しくは必要な指示をすることができる。

10 委託料の請求及び利用者負担助成金交付申請・支払

- (1) こども未来局こども青少年支援部は、費用から利用者自己負担額を控除した金額を委託料として、委託事業者から提出された実施報告書に基づき実績払いするものとする。
- (2) 委託事業者は、「広島市産後ケア事業月別利用報告書(第10号様式)及び広島市産後ケア事業委託料請求書(第11号様式)を作成し、翌月の15日までにこども未来局こども青少年支援部に提出するものとする。
- (3) 委託事業者は、上記(2)に合わせ、広島市妊娠・出産包括支援事業利用者負担助成事業実施要綱第4条第2項に定める広島市妊娠・出産包括支援事業利用者負担助成金交付申請書(別紙様式)をこども未来局こども青少年支援部に提出するものとする。こども未来局こども青少年支援部は、申請内容を審査の上、助成要件を満たしているものについて、委託事業者に対して助成金を支払うものとする。

11 個人情報の取扱いに関する事項

委託事業者は利用記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課すなど、関係法令を遵守することに加え、広島市個人情報保護条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じるものとする。

12 その他

- (1) 委託事業者が、この仕様書に掲げる事項及び委託業務に対し特に指示した事項について違反した

とき又は誠実に履行する見込みがないとこども未来局こども青少年支援部が認めたときは、契約を解除する。

- (2) こども未来局こども青少年支援部が、必要があると認めたときは、業務の実施状況又は必要な資料の提供及び報告、若しくは必要な指示をすることができる。
- (3) 業務担当者に対し、必要な研修を実施又は受講させ、資質の向上に努めること。
- (4) 実施施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び業務担当者の安全確保に努めること。
- (5) 実施施設の食品衛生、環境衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。
- (6) 非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を実施すること。
- (7) 委託事業者は、事故等の緊急事態に備え、契約後、速やかに本事業に係る損害保険等に加入すること。
- (8) 委託事業者は、責任を持ってサービス提供を行い、サービス提供中に事故が発生した場合には、速やかにこども未来局こども青少年支援部へ報告し、必要な指示を受けるほか、利用者からサービスに関する苦情等があったときは誠意をもって迅速かつ適切に対応すること。
- (9) この仕様書に定めのない事項又は疑義のある場合は、その都度、委託事業者とこども未来局こども青少年支援部が協議の上、対応するものとする。